

# 秋田県防災アドバイザー派遣事業実施要綱

## 第1 目的

地域全体の防災意識向上や地域の実情に応じた自主防災組織の結成促進、活動の活性化を支援することを目的に、特定非営利活動法人（NPO法人）秋田県防災士会（以下「秋田県防災士会」という。）と連携し、防災士を「防災アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として自主防災組織、自治会、教育機関、その他各種団体などに派遣し、地域できめ細かなアドバイスをを行うことで、地域防災力の向上を図る。

## 第2 アドバイザーの委嘱

県は、秋田県防災士会から推薦された者をアドバイザーに委嘱する。

## 第3 研修

- 1 県は、アドバイザーを委嘱するにあたり、その候補者に対し自主防災組織を支援するために十分な知識及び技能を習得させるための研修を行う。
- 2 上記の他、県はアドバイザーを対象としたスキルアップのための研修を毎年実施する。

## 第4 委嘱の取消

県は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、委嘱を取り消すことができる。

- (1) アドバイザーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合
- (2) 本人からアドバイザーを辞退する旨の申し出があった場合

## 第5 アドバイザーの派遣申込み

- 1 自主防災組織又は自主防災組織が結成されていない地区の自治会、教育機関、その他各種団体など（以下「自主防災組織等」という。）がアドバイザーの派遣を希望する場合は、県又は所在地を管轄する市町村防災担当課に対し、別紙様式第1号によりアドバイザーの派遣を申し込むものとする。
- 2 前項の申込を受理した市町村は、これを県に送付するものとする。

## 第6 派遣の決定

県は、第5の規定により派遣申込みを受理した場合は、これを秋田県防災士会と調整した上で、派遣の可否を決定する。

## 第7 アドバイザーの活動

県は、第6の規定により派遣を決定した場合、アドバイザーは申込のあった自主防災組織等に対し、次に掲げる助言等を行う。

- (1) 自主防災組織の運営に関すること
- (2) 日常的な防災活動に関すること
- (3) 災害対応力の向上に関すること

- (4) 防災知識の普及及び啓発に関する事
- (5) ハザードマップの周知、「マイ・タイムライン」の普及啓発等に関する事
- (6) 地区防災計画の策定に関する事

## 第8 アドバイザーの遵守事項

アドバイザーは、第7に規定する活動に関し、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 一切の商行為を行わないこと
- (2) 自主防災組織等に対して活動等を強制しないこと
- (3) 活動中は身分証明書を携帯すること
- (4) 知り得た個人情報を第三者に提供し、又は他の目的に使用しないこと
- (5) 自主防災組織等の支援要望をできるだけ尊重すること

## 第9 活動報告

アドバイザーは、第7に規定する活動を実施した場合は、県に対し別紙様式第2号により、その内容を報告するものとする。

## 第10 報酬等

県は、アドバイザーの活動に対して、派遣する個々のアドバイザーに報酬及び旅費を支給する。

なお、報酬については当該年度予算に定める金額とし、旅費については県の規則に基づき支給する。

## 第11 その他

この要綱に記載のない事項については、別途定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。